



福岡県医発第2239号(地)

平成19年 3月23日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武



電子化加算の取扱いについて

平成18年4月の診療報酬改定におきまして、初診料の加算として電子化加算が新設されました。

当該加算の施設基準においては、平成19年4月1日から、許可病床数が400床以上の病院について「試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること」が必須条件(義務要件)となります。なお、許可病床数が400床未満の保険医療機関においては、従来どおり、選択要件の1つであります。

かかる状況を踏まえ、今般、厚生労働省保険局医療課から、電子化加算の算定と「試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求」に関する取扱いが示された旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

今回示されました取扱中、(1)及び(2)は許可病床数が400床以上の病院に関する事項、(3)及び(4)は許可病床数が400床以上の病院のみならず400床未満の保険医療機関にも関連する事項であります。

小郡三井医師会より

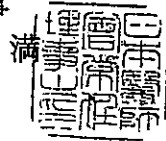
担当理事 友清 明



事務連絡(保224)
平成19年3月16日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 満



電子化加算の取扱いについて

平成18年4月の診療報酬改定におきまして、初診料の加算として電子化加算が新設されました。

当該加算の施設基準においては、平成19年4月1日から、許可病床数が400床以上の病院について「試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること」が必須要件（義務要件）となります。なお、許可病床数が400床未満の保険医療機関においては、従来どおり、選択要件の1つであります。

かかる状況を踏まえ、今般、厚生労働省保険局医療課から、電子化加算の算定と「試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求」に関する取扱いが示されましたので、お知らせ申し上げます。

今回示されました取扱中、(1)及び(2)は許可病床数が400床以上の病院に関する事項、(3)及び(4)は許可病床数が400床以上の病院のみならず400床未満の保険医療機関にも関連する事項であります。

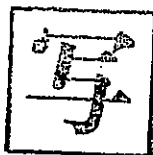
なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「医療保険」の「平成18年度 診療報酬改定の情報」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 電子化加算の取扱いについて

(平19. 3. 12 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)





事 務 連 絡
平成19年3月12日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保健主管課(部)
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

} 殿

厚生労働省保険局医療課

電子化加算の取扱いについて

平成19年4月1日より、当該加算の施設基準においては、許可病床数が400床以上の病院は、試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていることが義務要件となります。

ついては、これに伴う取扱いを下記によることとしたので、関係者に対し周知願います。

記

- (1) 許可病床数が400床以上の病院については、現時点で当該加算を算定している場合であっても、平成19年3月診療分について4月10日までにオンライン請求ができない場合には、「平成19年4月1日以降、試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っている。」ことの義務要件を満たさないものであることから、平成19年3月中に届出を取り下げ、平成19年4月から当該加算を算定できないものであること。
- (2) 許可病床数が400床以上の病院で、平成19年3月診療分についてオンライン請求ができない場合であっても当該加算の届出を取り下げた保険医療機関であっても、試行的オンラインシステムの申請は随時受け付けられることとなっていることから、当該申請を行い当該加算を算定する場合には、新たに施設基準の届出を行うことが可能であること。
なお、この届出の場合においては、オンライン請求を行ったことの実績は要しないものであること。

試行的オンラインシステムの申請に関するお問い合わせは支払基金又は
国保中央会までお願いします。

社会保険診療報酬支払基金

<http://www.ssk.or.jp>

国民健康保険中央会

<http://www.kokuho.or.jp>

(3) 歯科併設の病院であって、医科レセプトのオンライン請求が可能な病院
については、「試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行
っていること」の義務・選択要件を満たすものであり、歯科の初診患者を
含めて当該加算を算定できるものであること。

(4) 医科レセプトのオンライン請求が可能な病院については、一部を書面に
よる請求又は光ディスク等を用いた請求を行う場合であっても「試行的オ
ンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること」の義務・
選択要件を満たすものとして取り扱って差し支えないこと。

ただし、オンライン請求が可能な病院であっても、全てのレセプトにつ
いて書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行う場合には、当該
加算は算定できないものであること。

[例] ・ 5月診療分について、6月10日までに外来レセプトのみオンラ
イン請求をした場合には、6月は当該加算の算定可能
・ オンライン請求が可能な病院が、4月診療分について5月10日
までに、全てのレセプトをオンライン請求しない場合には、5月
は当該加算の算定不可